

議事（ 3 ）

（仮称）村上市まちづくり基本条例案の答申に向けた
進め方について（案）

（仮称）村上市まちづくり基本条例（以下、まちづくり条例という）について

市では、それぞれ地域の特徴や資源を生かし、市民自ら積極的にまちづくりを進めていこうという考え方にに基づき、「市民協働のまちづくり」を進めています。

まちづくり条例は、この「市民協働のまちづくり」の更なる推進と市民憲章をスローガンとした市の大きな目的達成のために、市民や企業、行政などの役割やまちづくりの方向性に関し基本的な事柄などを定めた条例です。

本審議会では、市長の諮問を踏まえ 3 月議会への提案を考慮し、1 月末頃までに条例案として市長に答申します。

まちづくり条例案の作成の手順

まちづくり条例案の作成は次のように進めます

市民憲章案の理念や審議会の意見に沿いながら、基本的なまちづくり条例の素案を事務局が作成します

- ・ まちづくり条例素案（基本骨格）については事務局が作成します
- ・ まちづくり条例素案の作成は、市民憲章案作成時の審議会の意見を参考としながら行います

まちづくり条例素案をもとに審議会で多くの意見を出し合い、検討を重ねます

まちづくり条例素案ができ次第、パブリックコメントを実施し、市民から広く意見を聴取します。その後、パブリックコメントでの意見やアドバイザーの助言を参考とし、審議会でもちづくり条例案の決定を行います。

完成したまちづくり条例案を市長に答申します

条例作成にあたっての基本的な考え方

村上市市民憲章の基本理念を踏襲したものとします

市民協働のまちづくりを一層推進すること及び市としての一体感を醸成することを念頭に、広く市民から受け入れられることや誰もがわかりやすい条例であることとします。